

鳥取縣公報

昭和二十五年五月十二日 金曜日
第二千七百七号

本書は、六ヶサハ國定規格A五

告示

◇鳥取縣告示第二百四十二号

兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち昭和二十五年第一、四半期各施設別事務費の月額限度を次の通りとする。

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

施設別	施設名	所在地	月額
母子寮	鳥取母子寮	鳥取市	二六、三五九円
同	米子同	米子市	二三、〇八四
同	岩井同	岩美郡岩井町	七、五二二
同	溝口同	日野郡溝口町	一六、三五〇

同	倉吉同	東伯郡倉吉町	二二、四八八
養護施設	鳥取育兒院	鳥取市	八〇、〇一四
同	聖園天使園	米子市	五一、五六七
同	因伯保兒院	東伯郡倉吉町	四三、〇四一
同	天心学園	西伯郡光徳村	六、一六六
保育所	みたから保育園	鳥取市	一九、四八一
同	母子寮同	同	一三、五一一
同	双葉同	同	一三、五九八
同	賀露同	同	二三、一六三
同	富桑同	同	一九、二三二
同	甘露園	同	一六、五四四
同	久松保育園	同	三九、三一五
同	小さき花園	同	四一、七二九
同	修立保育園	同	二三、三二九
同	聖園マリヤ園	米子市	一一、七九五

内	日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院	日野郡根雨町七三〇	新井保重	同
外	同	同	野崎在文	同
外	同	同	佐藤治	同
外	同	同	仲田朗	同
産婦人	同	同	山崎武雄	同
内外	神戸村国民健康保険組合直営診療所	氣高郡神戸村中砂見二七〇	久保田三郎	同
内	浜村町立直営診療所	同	安部義教	同
全	寶木村国民健康保険直営診療所	同	宇根岡登久男	同
内小兒	勝部村同	同	溝上一郎	同
全	豐実村直営診療所	同	石村猛雄	同
全	(除産婦人) 合直営診療所	同	橋口秀吉	同
全	大山村直営大山診療所	西伯郡大山村	入沢俊夫	同
内	福榮村国民健康保険直営診療所	日野郡福榮村福塚一、一一八	北垣倫夫	同
内小兒	北垣医院	鳥取市大工町頭一九	齊藤五彦	同
内小兒	齊藤小兒科医院	氣高郡勝谷村寺内	池田肇	同
全	池田医院	日野郡山上村笠木一〇三六		

鳥取縣告示第二百四十四号

昭和二十二年二月鳥取縣告示第六十六号「行進、示威運動集会等の届出について次のように定め」は廢止する。

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録 (S) 第九号

昭和二十四年十月十八日

境港土建株式会社

西伯郡境町大正町八二番地

元取縮役社長 門永 浩

同第一一六号

同十一月十四日

都 田 組

元西伯郡手間村大字天

改取縮役社長 松本 豊

万六四九ノ一番地 改鳥取市吉方町七七二番地

都田彦三郎

齒科

高田齒科診療所

鳥取市東品治町

加藤正三

齒科

清水齒科医院

岩美郡浦富町浦富一、五三六

清水正史

内外 耳鼻咽喉

岡垣駅前医院

鳥取市東品治町一一三

岡垣 同五月一日

鳥取縣告示第二百四十五号

建設業法第十三條の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百四十六号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百七十号大山地域綜合開發委員會規程の一部を次のように改める。

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大山地域綜合開發委員會規程中改正規程

第二條及び第六條を次のように改める。

第二條 委員會はこれを鳥取縣總務部知事室企画課内に置く。

第六條 委員會に事務局を設けて次の職員を置く。

- 局長 一名
- 幹事 若干名
- 書記 若干名

職員は委員長これを委嘱又は命免する。局長は委員長の命を受けて局務を掌理し、幹事及び書記は各々上司の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第二百四十七号

岩美 八頭地方事務所管内において縣稅吏員証、縣稅檢査章及縣稅滯納者財產差押証票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区 分	番 号	返 納 年 月 日	所 属 所 名	職 名	氏 名
縣稅檢査章	一六〇	昭和二十五年五月一日交付	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	岩 田 勇
同	一六一	同	同	同	小 林 松 代
同	八 九	返納	同	同	西 尾 政 雄

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第九号

昭和二十六年度使用教科書展示会を次の通り開催する。

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣教育委員會

一、開催の日時

昭和二十五年六月一日より同年六月七日まで
毎日午前八時三十分より午後四時三十分まで

一、開催の場所

教科書の種別	会場所在地	会 場
小学校用	鳥取市東町	久松小学校
	八頭郡賀茂村	育英同
	氣高郡浜村町	浜村同

縣稅滯納者財產差押証票	番 号	返 納 年 月 日	所 属 所 名	職 名	氏 名
同	三七	同	同	同	中 小 太 郎
同	一四四	同	同	同	竹 森 修
同	一四二	同	同	同	清 水 実
同	一六二	同	同	同	小 林 松 代
同	一六一	同	同	同	岩 田 勇
同	八九	同	同	同	西 尾 政 雄
同	一四三	同	同	同	清 水 実
同	三九	同	同	同	畑 中 小 太 郎
同	一四五	同	同	同	竹 森 修
同	七	同	同	同	西 尾 政 雄

彙報

昭和二十五年五月十二日

鳥取縣

一、廢置分合について

(一) 昭和二十五年四月一日より京都府竹野郡網野町、

浜詰村、木津村、郷村及び島津村を廢し、その区域をもつて網野町が設置された。

(二) 昭和二十五年四月一日より福島縣石城郡飯野村を廢しその区域が平市に編入された。

(三) 昭和二十五年五月一日より熊本縣飽託郡三和町を廢しその区域をもつて城山村、高橋村を設置した。

二、境界變更について

(一) 昭和二十五年四月一日より栃木縣塩谷郡北高根沢村及び同郡熱田村の境界の一部が變更された。

(二) 昭和二十五年四月一日より福島縣伊達郡梁川町、栗野村及び同郡大枝村の区域の一部が變更された。

(三) 昭和二十五年三月二十一日より山口縣岩国市の区域の一部が變更された。

三、地方事務所の設置について

(一) 昭和二十五年四月一日より兵庫縣神飾地方事務所を廢し、新たに神崎、飾磨兩地方事務所が左記の通り設置された。

記

位置	名称	管轄区域
姫路市	飾磨地方事務所	飾磨郡
神崎郡	神崎同	神崎郡
田原村		

四、役場燒失について

(一) 昭和二十五年四月二日岩手縣膽沢郡水沢町役場は火災により全燒した。

なお仮庁舎を左記に設け事務処理に當つてゐる旨通知があつた。

記

仮庁舎 膽沢郡水沢町表小路公民館内

五、職印紛失について

(一) 昭和二十五年三月二十四日香川縣大川郡丹生村において村長職印を紛失した。暫定として村長職印を左記の通り定めた旨通知があつた。

記



(二) 昭和二十五年四月四日福島縣伊達郡陸合村において村長、收入役の兩職印を紛失した旨通知があつた。